

知的財産権等のライセンス契約に係る貿易一般保険の取扱い（個別保険）について・新旧対照表

新	旧	備考
知的財産権等のライセンス契約に係る貿易一般保険の取扱い（個別保険）について 平成 15 年 9 月 24 日 03 - 制度 - 00065 沿革 <u>平成 26 年 9 月 24 日</u> 一部改正	知的財産権等のライセンス契約に係る貿易一般保険の取扱い（個別保険）について 平成 15 年 9 月 24 日 03 - 制度 - 00065 沿革 <u>平成 17 年 3 月 29 日</u> 一部改正	
輸出契約、<u>仲介貿易契約及び技術提供契約</u>のうち、次に掲げるもの（以下「ライセンス契約」という。）に対する貿易一般保険の個別保険については、下記のとおり取り扱う。 一 特許権やノウハウの実施権（使用権）等を契約相手方のために許諾する技術提供契約 二 回線を使用した通信技術を契約相手方のために提供する技術提供契約 三 映像、音楽等の著作物を記録した媒体（小売用のものを除く。）の輸出契約又は仲介貿易契約	<u>技術提供契約、輸出契約又は仲介貿易契約</u>のうち、次に掲げるもの（以下「ライセンス契約」という。）に対する貿易一般保険の個別保険については、下記のとおり取り扱う。 一 特許権やノウハウの実施権（使用権）等を契約相手方のために許諾する技術提供契約 二 回線を使用した通信技術を契約相手方のために提供する技術提供契約 三 映像、音楽等の著作物を記録した媒体（小売用のものを除く。）の輸出契約又は仲介貿易契約	
第 1 条～第 2 条 （略）	第 1 条～第 2 条 （略）	

新	旧	備考
(別添 1) 知的財産権等特約（技術提供契約）	(別添 1) 知的財産権等特約（技術提供契約）	
第 1 条～第 2 条 （略）	第 1 条～第 2 条 （略）	
(てん補責任額) 第 3 条 貿易一般保険約款（平成 13 年 4 月 1 日 01 - 制度 - 00001。以下「約款」という。）第 3 条第 4 号のてん補危険について、日本貿易保険がてん補すべき額は、約款第 5 条及び約款第 6 条の規定に基づき算出した損失額にこの証券記載の付保率を乗じて得た額とする。ただし、この証券記載の保険金の支払限度額を範囲内とする。	(てん補責任額) 第 3 条 日本貿易保険がてん補すべき額は、貿易一般保険約款（以下「約款」という。）第 5 条及び約款第 6 条の規定に基づき算出した損失額に保険金額の保険価額に対する割合を乗じて得た額とする。ただし、この証券記載の保険金の支払限度額を範囲内とする。	
(重大な内容変更等) 第 4 条 約款第 22 条第 1 項に規定する「重大な内容変更等」とは、次のとおりとする。 一 技術等の提供の種類の変更 二 技術等の提供の開始時点の変更 三 技術等の提供先国、支払国、保証国、相手方又は支払人の変更 四 対価の決済条件の変更 五 支払保証等の変更	(重大な変更) 第 4 条 約款第 22 条第 1 項に規定する「重大な変更」とは、次のとおりとする。 一 技術等の提供の種類の変更 二 技術等の提供の開始時点の変更 三 技術等の提供先国、支払国、保証国、相手方又は支払人の変更 四 対価の決済条件の変更 五 支払保証等の変更	
(保険料の返還) 第 5 条 約款第 24 条に定めるもののほか、最初の保険責任が始まる前に、被保険者がライセンス契約に関し前条に規定する変更を加え、かつ日本貿易保険が当該変更に関し、約款第 22 条第 4 項又は第 6 項に基づき保険契約を解除したときは、日本貿易保険は、当該納付に係る保険料を返還する。	(保険料の返還) 第 5 条 約款第 24 条に定めるもののほか、被保険者が最初の保険責任が始まる前にライセンス契約に前条に規定する変更を加え、かつ日本貿易保険が保険契約を解除したときは、日本貿易保険は、当該納付に係る保険料を返還する。	
(換算率) 第 6 条 約款第 40 条第 2 項第 1 号及び第 3 号の規定にかかわらず、ライセンス契約が外貨建のときは、保険価額、約款第 5 条の損失額及び約款第 7 条のてん補責任額は、次の各号に掲げる日における約款第 40 条第 1 項第 1 号の外国為替相場により邦貨に換算するものとする。 一 保険価額にあつては、保険契約を締結した日	(換算率) 第 6 条 約款第 36 条第 2 項第 1 号及び第 3 号の規定にかかわらず、ライセンス契約が外貨建のときは、保険価額、約款第 5 条の損失額及び約款第 7 条のてん補責任額は、次の各号に掲げる日における約款第 36 条第 1 項第 1 号の外国為替相場により邦貨に換算するものとする。 一 保険価額にあつては、保険契約を締結した日	

知的財産権等のライセンス契約に係る貿易一般保険の取扱い（個別保険）について・新旧対照表

新	旧	備考
二 約款第5条の損失額及び約款第7条のてん補責任額にあつては、保険契約締結の日又は対価の決済期限のいずれか円高（ライセンス契約に表示された外貨の本邦における邦貨をもって表示される外国為替相場が低落した場合をいう。）の日	二 約款第5条の損失額及び約款第7条のてん補責任額にあつては、保険契約締結の日又は対価の決済期限のいずれか円高（ライセンス契約に表示された外貨の本邦における邦貨をもって表示される外国為替相場が低落した場合をいう。）の日	
（別添2） 知的財産権等特約（輸出契約又は仲介貿易契約）	（別添2） 知的財産権等特約（輸出契約又は仲介貿易契約）	
（代金決済に係る保険対象期間） 第1条 独立行政法人日本貿易保険（以下「日本貿易保険」という。）は、この証券記載の輸出契約又は仲介貿易契約（以下「ライセンス契約」という。）に定める決済期限のうち、年 月 日から年 月 日まで（以下「保険対象期間」という。）に到来するものに係る損失をてん補する責めに任ずる。	（代金決済に係る保険対象期間） 第1条 独立行政法人日本貿易保険は、この証券記載の輸出契約又は仲介貿易契約（以下「ライセンス契約」という。）に定める決済期限のうち、年 月 日から年 月 日まで（以下「保険対象期間」という。）に到来するものに係る損失をてん補する責めに任ずる。	
第2条 （略）	第2条 （略）	
（てん補責任額） 第3条 貿易一般保険約款（平成13年4月1日 01 - 制度 - 00001。以下「約款」という。）第3条第2号のてん補危険について、日本貿易保険がてん補すべき額は、約款第5条及び第6条の規定に基づき算出した損失額にこの証券記載の付保率を乗じて得た額とする。ただし、この証券記載の保険金の支払限度額の範囲内とする。 附 則 <u>この改正は、平成26年10月1日から実施する。</u>	（てん補責任額） 第3条 貿易一般保険約款第3条第2号及び第4号のてん補危険について、<u>独立行政法人日本貿易保険がてん補すべき額は、同約款第5条及び第6条の規定に基づき算出した損失額に保険金額の保険価額に対する割合を乗じて得た額とする。ただし、この証券記載の保険金の支払限度額の範囲内とする。</u>	